

2023年度
(2023.6～2024.5)
環境経営レポート

第20版
作成日：2024年7月19日



顧客が満足する品質に**挑戦**

 **株式会社 浜松パルス**

承認	確認	作成
鈴木康之	藤田宏晃	古川

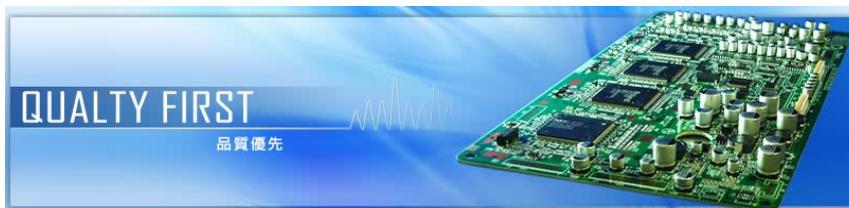
エコアクション21 環境経営レポート（目次）

1) 組織の概要	P 1~2
・ 会社概要	
・ 組織図と環境経営システムの役割・責任・権限表	
2) 環境経営方針	P 3
・ 経営方針	
・ 環境理念と環境方針	
3) 環境経営目標及び環境経営計画の実績と評価	P 4~12
・ 環境経営目標の実績と評価、次年度以降の目標	
・ 環境経営目標の実績グラフと考察	
・ 環境経営計画の実施と評価、次年度の取組内容	
4) 環境関連法規等への遵守状況と評価、外部コミュニケーション	P 13~15
・ 環境上の適用法規制の遵守状況と評価	
・ 外部との環境コミュニケーション受付記録	
5) 環境活動の内容	P16
・ 環境負荷に関わる活動と教育	
6) 代表者による全体評価と見直しと指示	P 17

1.組織の概要

会社概要

社名	株式会社 浜松パルス		
代表者	代表取締役社長 鈴木 康之		
環境管理責任者 担当	品質技術G 係長 藤田 宏晃 総務 古川 伸美	h.fujita@h-pulse.co.jp n.furukawa@h-pulse.co.jp	
従業員数	127名 都田工場 126名 (2023年12月時点)		
事業の概要	プリント基板実装組立・製品組立 ・電子楽器、産業用制御機器、探知機等の基板実装 ・業務用プリンター・インク製品、防犯機器関連、探知機等の組立		



都田工場(生産拠点) 床面積 3,991m ²	〒431-2103 静岡県浜松市浜名区新都田4-2-1 TEL:053(428)8680(代) FAX:053(428)8681 *プリント基板実装設備保有
本社 床面積 459m ²	〒430-0846 静岡県浜松市中央区白羽町2412-1 TEL:053(441)4822



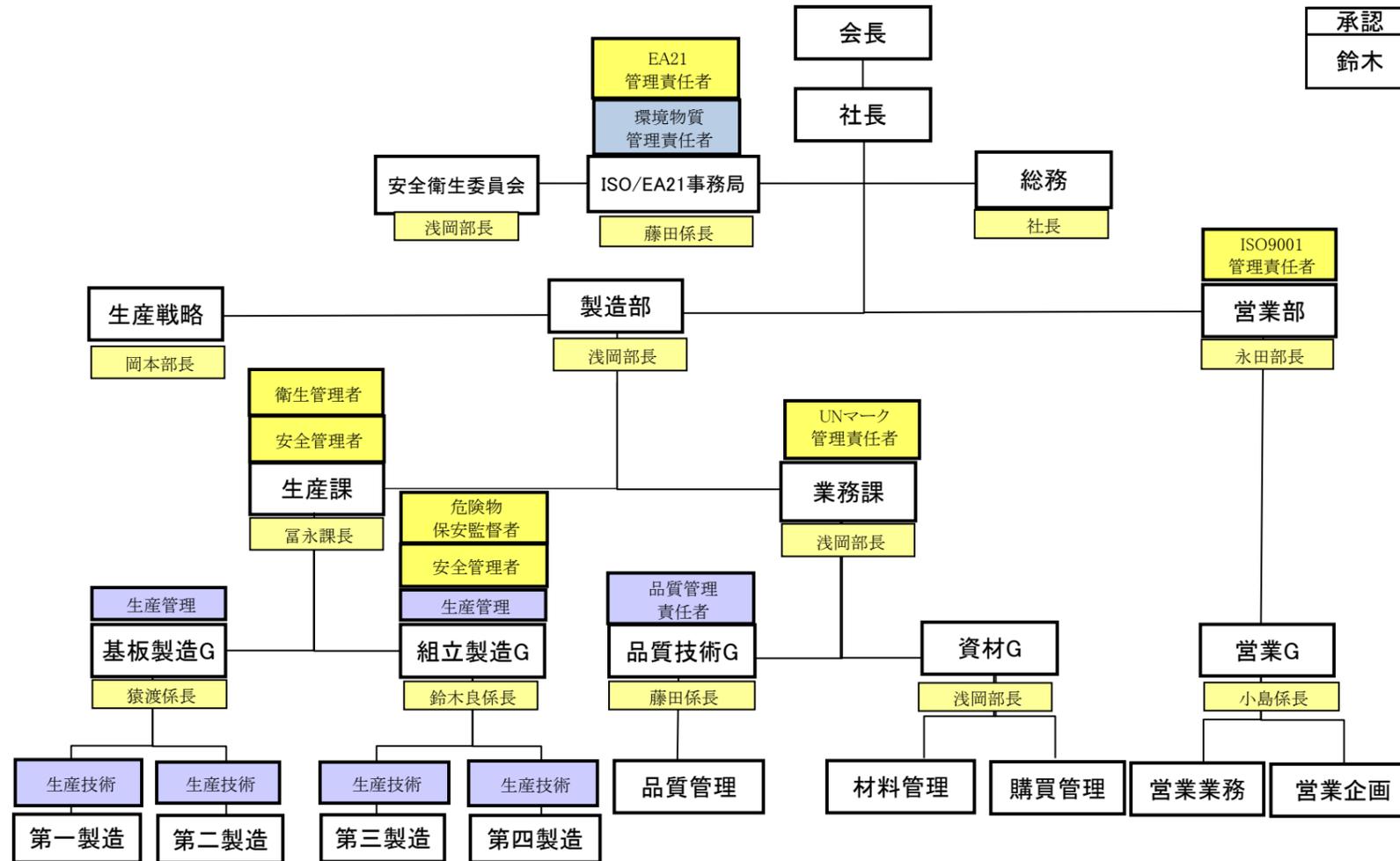
設立/沿革	1964年(昭和39年)6月 1987年(昭和62年)2月 1998年(平成10年)10月 2003年(平成15年)9月 2004年(平成16年)6月 2006年(平成18年)9月 2013年(平成25年)2月 2013年(平成25年)4月 2017年(平成29年)8月 2017年(平成29年)10月	浜松無線製作所(本社・白羽工場)を創設 株式会社浜松パルスに改称 ISO9002 認証取得 ISO9001/2000年度版 認証取得 第2工場の稼働 エコアクション21 認証取得 都田工場の新設に伴い第2工場を閉鎖 都田工場の稼働 ISO9001/2015年度版 認証取得 都田工場に生産拠点を集約
資本金	1000万円	
決算期	5月	
売上高	80,146万円(2023年6月~2024年5月)	
取引銀行	静岡銀行 静岡中央銀行 浜松いわた信用金庫	
主要取引先	ローランド株式会社 ローランドディージー株式会社 ヤマハ発動機株式会社 本多電子株式会社 アツミ電気株式会社 鈴木電機工業株式会社 株式会社浜モトニューロー	

株式会社浜松パルス組織図

作成日 2023年6月1日
適用日 2023年6月1日

「品質マネジメント機能組織図(21.1.12改訂版)」より作成

承認	確認	作成
鈴木	永田	藤田



EA21対象 ...都田工場、本社・白羽工場(生産活動無し)	対象合計	125名	製造部	117名	営業部	5名	総務	3名
	社長・会長	2名	(基板G	28名)				
	総合計	127名	(組立G	72名)				
			(品技G	4名)				
			(資材G	13名)				
								【2023年12月1日時点】

環境経営システム 役割・責任・権限表		
代表者(社長)	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営に関する統括責任 環境経営システムの実施及び管理に必要な、人、設備、費用、時間、技能技術者の準備 環境管理責任者の任命 環境経営方針の策定・見直し及び全従業員への周知 環境経営目標設定の承認 代表者による全体の評価と見直し・指示の実施 環境経営レポートの承認 	EA21事務局 <ul style="list-style-type: none"> 環境経営システムの運用・改善 環境への負荷の自己チェックの実施 環境経営計画の作成と確認 環境活動内容の作成 環境経営レポートの作成 環境経営目標及び環境経営計画の実績と評価 環境上の緊急事態への準備及び対応に関する手順書の作成、訓練及びその記録 環境関連の外部コミュニケーションの窓口
EA21管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営システムの構築・実施・管理 環境経営計画の実績集計と承認 環境関連法規等への遵守状況の確認と評価 環境経営レポートの確認及び地域事務局への送付 環境への取組の自己チェックの実施 	部門長 <ul style="list-style-type: none"> 自部門における環境経営システムの実施 自部門における環境経営方針及び環境経営目標の周知 自部門に関連する環境経営目標及び環境経営計画の実施、及び達成状況の報告 自部門の所属メンバーに対する教育訓練の実施 自部門の問題点の発見、是正、予防処置
全従業員	<ul style="list-style-type: none"> 環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加。 	

2.環境経営方針

■経営方針としての顧客満足への追求

企業理念

顧客サービスの最大化をめざして・・・
技術の鼓動(Pulse)と人材を貴方のもとへ運びます

企業スローガン

- 1.顧客満足の追求
- 2.品質と信頼の浜松パルス
- 3.技術向上
- 4.私達はサービス精神にのっとりお客様が満足する品質造りに挑戦します。

- ・お客様のあらゆるニーズに継続的な対応力を通じて満足して頂ける製品を提供する。
- ・お客様のニーズに対し常に信頼される技術力を以って安心感のある製品の提供をする。
- ・顧客満足は全ての従業員の使命であり、お客様と同じ喜びを目指し、より良い製品の提供に努める。

環境理念

株式会社浜松パルスは、地球環境の保全が地球全体の為の重要課題であると認識し企業活動全ての領域において地球環境の保全に配慮し行動します。

環境方針

環境理念を主眼に以下の基本方針で行動します。

- ・環境マネジメントの継続的改善に努めます。
- ・環境関連の規制条例に対する意識の向上と定められた事項を遵守します。
- ・環境目的、目標を定め継続的改善を図り環境負荷の低減に努めます。

課題とチャンス

- ・5S活動を継続的に実施し、エネルギー効率を上げ、経費削減と作業効率改善による粗利益率UPという課題に対し、全社で取り組んでいきます。
 - ・SDGs活動の理解を進め、環境に良い職場を目指し、地域社会との共存共栄を目指します。
- この環境方針は従業員に周知し、環境活動に取り組みます。



株式会社 浜松パルス
代表取締役社長 鈴木 康之

改定日：2019年6月1日
制定日：2005年11月15日

3.環境経営目標及び環境経営計画の実績と評価

環境経営目標の実績と評価、次年度以降の目標

実績と評価

ランクA：目標達成、ランクB：目標未達成(未達成率5%以内)、ランクC：目標未達成(5%超)

作成日：2024/6/27

No	取組項目	重点項目	指標	37期実績 2022年度	38期目標 2023年度	38上期実績 2023年度	38期実績 2023年度	評価ランク 達成比率	補足
1	温室効果ガスの低減	CO2排出量比率 (二酸化炭素排出量) (対生産量比率)	目標達成率 (Kg-CO2)	126%	-	105%	100%	A	実績グラフ(別紙1)
			257,103	-	148,656	321,393			
			-	0.33	0.40以下	0.38	0.40		
2	水使用量の低減	水原単位比率 (水使用量) (水原単位) (対生産量比率)	目標達成率 (kwh)	118%	-	99%	110%	A	実績グラフ(別紙1)
			632,373	-	369,752	678,675			
			-	0.80	0.94以下	0.95	0.85		
3	廃棄物排出低減と リサイクル推進 【一般廃棄物】	総排出量比率 (一般廃棄物総排出量) (対生産量比率)	目標達成率 (L)	148%	-	143%	146%	A	実績グラフ(別紙1)
			4,683	-	2,147	4,168			
			-	0.59	0.97以下	0.55	0.52		
4	水使用量の低減	水原単位比率 (水使用量) (水原単位) (対生産量比率)	目標達成率 (m³)	135%	-	126%	130%	A	実績グラフ(別紙2)
			572	-	318	633			
			-	5.20	-	2.50	4.98		
			-	0.66	0.89以下	0.66	0.62		
3	廃棄物排出低減と リサイクル推進 【一般廃棄物】	総排出量比率 (一般廃棄物総排出量) (対生産量比率)	目標達成率 (kg)	119%	-	128%	139%	A	実績グラフ(別紙3)
			20,058	-	8,003	14,423			
		リサイクル率	目標達成率	98%	-	95%	92%	B*	実績グラフ(別紙3)
			(%)	89.9%	91.4%以上	86.4%	83.8%		
3	廃棄物排出低減と リサイクル推進 【産業廃棄物】	総排出量比率 産業廃棄物総排出量 (対生産量比率)	目標達成率 (kg)	106%	-	72%	49%	B*	実績グラフ(別紙3)
			23,399	-	13,819	34,498			
		リサイクル率	目標達成率	93%	-	100%	103%	A	実績グラフ(別紙3)
			(%)	89.6%	93.9%以上	93.9%	96.7%		
4	自社サービスにおける 環境負荷への低減取組	鉛フリー化率の維持継続 共晶半田→鉛フリー	目標達成率	100%	-	100%	100%	A	実績グラフ(別紙4)
			(%)	99.9%	99.7%以上	99.9%	99.8%		

* 一般廃棄物のリサイクル率と産業廃棄物の総排出量比率はB*とした。

*「一般廃棄物リサイクル率」B*説明

リサイクル率は下がり、C判定になるところだが、ペーパーレス浸透により

紙などの再資源化廃棄物が減少したため、リサイクル率は目標達成せずとも、ペーパーレス率が+33%と良い傾向を示している。よって、評価はコメント付きB*とした。

*「産業廃棄物総排出量」B*説明

総排出量比率は大幅に上昇し、C判定になるところだが、

客先都合により廃棄物を引き受けたため、当該引き受け分は特殊要因として排除した結果を考慮すると、評価はBとなる為、コメント付きB*とした。

・CO2排出係数は中部電力ミライズ(株)0.459(前期0.388と比較して+18%係数増加)を使用。

・「対生産量比率」については数値が低いほど良化していると評価。

・「リサイクル率」と「鉛フリー化率」は数値が高いほど良化していると評価。

・化学物質は使用していない為、目標設定はしていない。

次年度以降の環境経営目標

No	取組項目	重点項目	指標	前期に設定した中期目標に対して		3年中期目標			備考
				38期目標 2023年度 (2023.6~2024.5)	38期実績 2023年度 (2023.6~2024.5)	39期目標 2024年度 (2024.6~2025.5)	40期目標 2025年度 (2025.6~2026.5)	41期目標 2026年度 (2026.6~2027.5)	
1	温室効果ガスの低減	CO2排出量 (CO2排出量対生産量比率)	比率	0.40以下	A	継続	継続	継続	37期設定中期目標継続
			0.40	0.44	0.44	0.44			
			電力使用量 (電力使用量対生産量比率)	比率	0.94以下	A	継続	継続	
0.85	0.98	0.98	0.98						
2	水使用量の低減	水原単位比率 (水原単位対生産量比率)	比率	0.97以下	A	見直し	見直し	継続	38期目標に見直し
			0.52	0.97	0.97	0.97			
			0.89以下	A	見直し	見直し	継続	38期目標に見直し	
0.62	0.89	0.89	0.89						
3	廃棄物排出低減と リサイクル推進 【一般廃棄物】	一般廃棄物 総排出量 (総排出量対生産量比率)	比率	29.3以下	A	見直し	見直し	継続	38期目標に見直し
			18.0	29.3	29.3	29.3			
		一般廃棄物 リサイクル率	(%)	91.4%以上	B*	継続	継続	継続	37期設定中期目標継続
			83.8%	89.9%	89.9%	89.9%			
3	廃棄物排出低減と リサイクル推進 【産業廃棄物】	産業廃棄物 総排出量 (総排出量対生産量比率)	比率	28.4以下	B*	見直し	見直し	継続	38期実績に見直し
			43.0	43.0	43.0	43.0			
3	産業廃棄物 リサイクル率	(%)	93.9%以上	A	継続	継続	継続	37期設定中期目標継続	
		96.7%	89.6%	89.6%	89.6%				
4	自社サービスにおける 環境負荷への低減取組	鉛フリー化率の維持継続 共晶半田→鉛フリー	(%)	99.7%以上	A	継続	継続	継続	37期設定中期目標継続
			99.8%	99.6%	99.6%	99.6%			

38期目標設定：前の4年間の平均を目標値とした。

38期目標の説明：38上期経過時点で、目標の設定について考察したところ、社員モチベーションを保ちながら、長期で特殊事情を希釈できること

尚且つ、分かりやすさと、データの取り扱いのシンプルさも重要要素であると考え前の4年間の平均を目標値とした。

中期目標(39期以降目標)設定：前期(37期)に設定した中期目標/38期目標/38期実績のいずれかとした。

電力量：需給の不透明さや、客先の市場動向、材料・資材の供給状況等複数要素が絡み、予測難易度が高い為、臨機応変な目標変更の可能性がある。

ガソリン・水使用量：結果が比較的安定している為、実態に合わせて随時見直し可能性がある。

廃棄物：客先との関係性や外部環境の変化による生産体制の変化や、保有備品・什器等の劣化状況を勘案し、臨機応変な目標変更の可能性がある。

環境経営目標の実績グラフ 別紙1「温室効果ガスの低減」

作成日: 2024/6/27

目標と比較して指標が・±5%以内:「例年通り」・5%超悪化:「悪化傾向」・5%超良化:「改善傾向」

1-1 CO2排出量比率

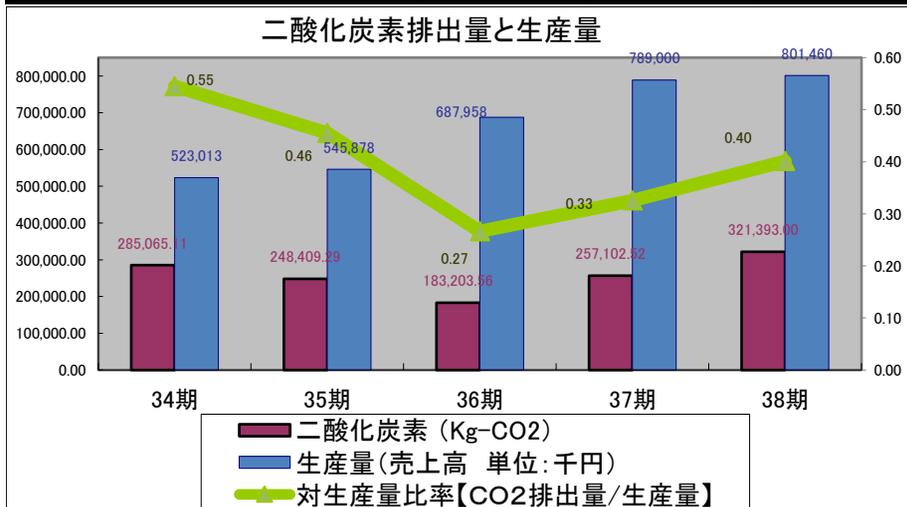
対生産量比率過去4年平均

0.40

目標⇒ 0.40以下

100%

温室効果ガス排出量	2019年度 34期	2020年度 35期	2021年度 36期	2022年度 37期	2023年度 38期	2023年度 38上期
二酸化炭素 (Kg-CO2)	285,065.11	248,409.29	183,203.56	257,102.52	321,393.00	148,656.38
対生産量比率【CO2排出量/生産量】	0.55	0.46	0.27	0.33	0.40	0.38
生産量(売上高 単位:千円)	523,013	545,878	687,958	789,000	801,460	390,000



上期集計日: 2023/12/26

ほぼ横ばい

対生産量比率は目標の0.40を達成した。CO2排出量増加は後述の電力使用量+7%に加えて、電力供給元の中電ミライズのCO2排出係数が0.388から0.459(+18%)となったことが主要因(合計+25%)である。一方で、生産量は+1.6%上昇と諸要素が絡み、結果的に目標は達成した。36期にLEDを導入し(LEDによるCO2削減量は▲9194Kg-CO2)CO2排出量は一旦下がったが、その余波もあり、後は増加傾向となっているが、LED導入前の35期レベルよりは良いため、傾向としては横ばいとした。

1-2 電力使用量比率

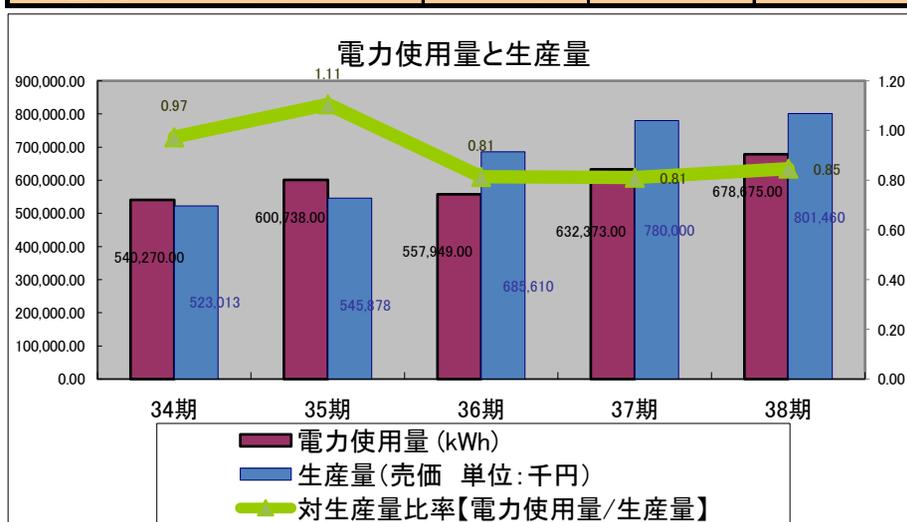
対生産量比率過去4年平均

0.94

目標⇒ 0.94以下

110%

電力使用量	2019年度 34期	2020年度 35期	2021年度 36期	2022年度 37期	2023年度 38期	2023年度 38上期
電力使用量 (kWh)	540,270.00	600,738.00	557,949.00	632,373.00	678,675.00	369,752.00
対生産量比率【電力使用量/生産量】	1.03	1.10	0.81	0.80	0.85	0.95
生産量(売上高 単位:千円)	523,013	545,878	687,958	789,000	801,460	390,000



上期集計日: 2023/12/26

ほぼ横ばい

対生産量比率は目標の0.94を下回り、0.85(▲10%)と目標を達成できた。生産量増加+1.6%に対し、電力量は昨年632千kWhから679千kWhと7%の上昇となった。増加の要因は2023年夏は酷暑だったこと、インク倉庫稼働開始による空調費用の増加と考えられる。冬場はエアコン+パネルヒーター(電気ファンヒーターから変更)、夏場はエアコン+扇風機の使用は引き続き省エネに貢献している。

1-3 ガソリン使用量比率

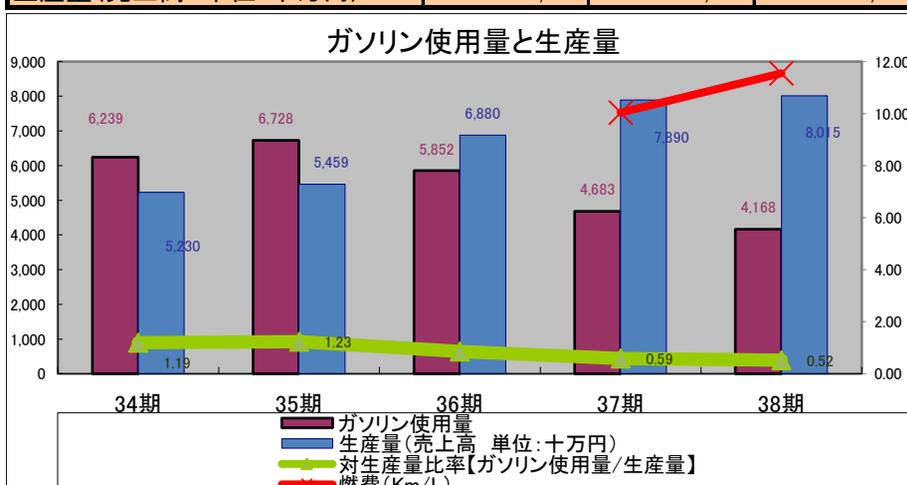
対生産量比率過去4年平均

0.97

目標⇒ 0.97以下

146%

ガソリン使用量	2019年度 34期	2020年度 35期	2021年度 36期	2022年度 37期	2023年度 38期	2023年度 38上期
ガソリン使用量	6,239	6,728	5,852	4,683	4,168	2,147
燃費 (Km/L)				10.04	11.55	9.40
対生産量比率【ガソリン使用量/生産量】	1.19	1.23	0.85	0.59	0.52	0.55
生産量(売上高 単位:十万円)	5,230	5,459	6,880	7,890	8,015	3,900



上期集計日: 2023/12/26

改善傾向

対生産量比率は目標の0.97を下回り、0.52(▲46%)と目標を達成できた。取引先とのやり取りのリモート化や、ネットワークへの切り替えが浸透したといえる。また、生産量が増加したことが良化を後押しした。37期からは燃費データを追加した。グラフ中の✖マークによりアイドリングストップ等の燃費を意識した社有車活用を社内啓発。また、低燃費車導入も燃費向上に奏功した。

環境経営目標の実績グラフ別紙2「水使用量の低減」

作成日: 2024/6/27

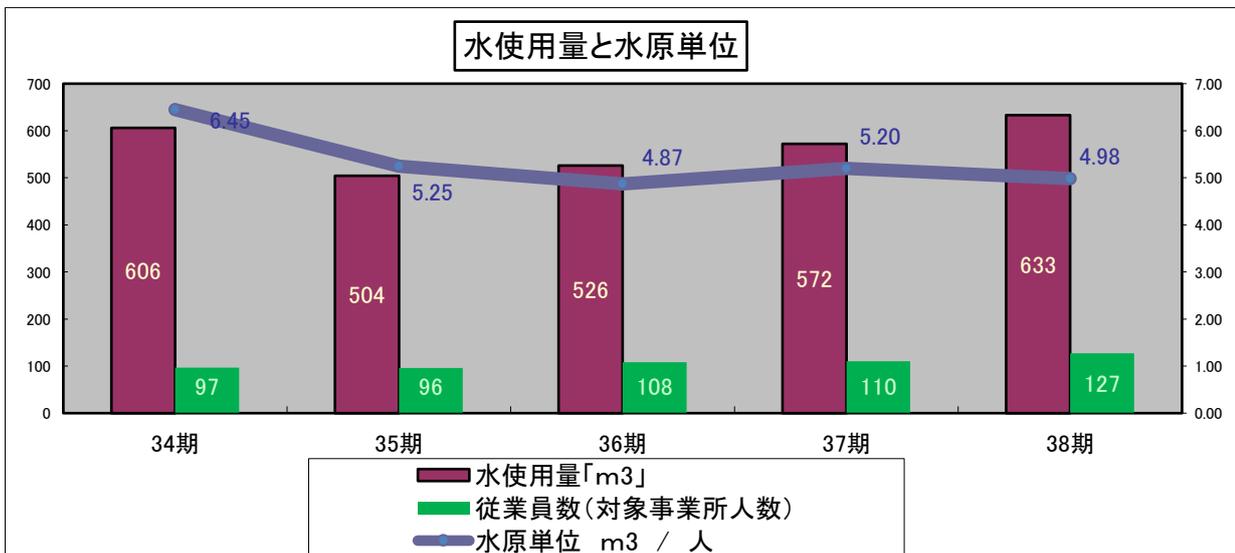
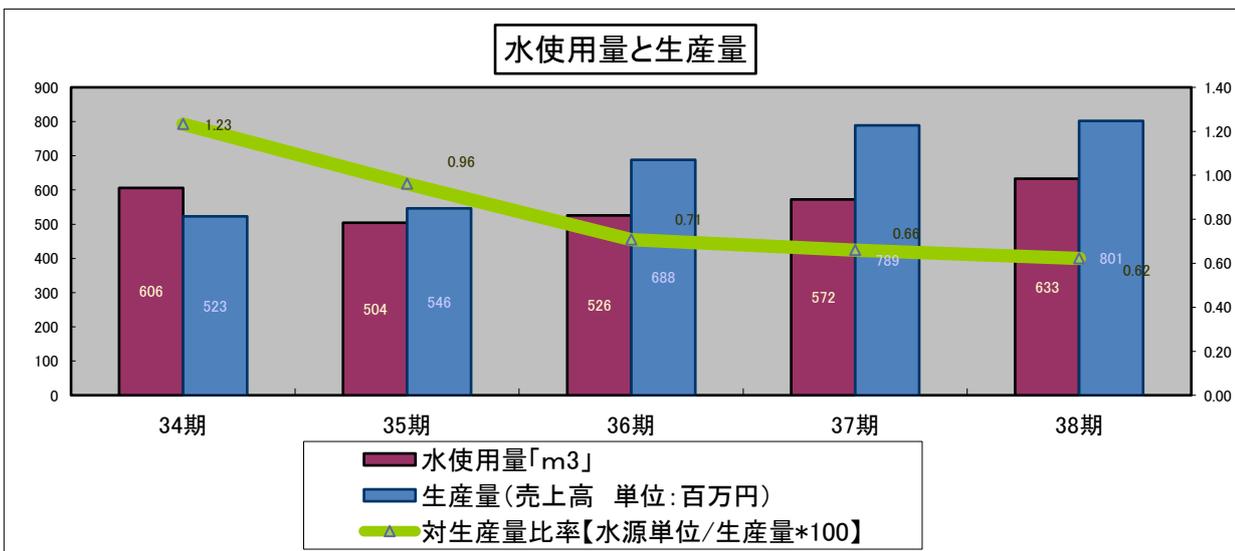
過去4年の平均と比較して指標が±5%以内:「例年通り」・5%超悪化:「悪化傾向」・5%超良化:「改善傾向」

2-1 水使用量の低減

対生産量比率過去4年平均 0.89 目標⇒ 0.89以下 130%

水使用量の低減	2019年度 34期	2020年度 35期	2021年度 36期	2022年度 37期	2023年度 38期	2023年度 38上期
水使用量「m ³ 」	606	504	526	572	633	318
水原単位 m ³ / 人	6.45	5.25	4.87	5.20	4.98	2.50
従業員数(対象事業所人数)	97	96	108	110	127	127
対生産量比率【水源単位/生産量*100】	1.23	0.96	0.71	0.66	0.62	0.66
生産量(売上高 単位:百万円)	523	546	688	789	801	380

上期集計日: 2023/12/26



改善傾向

対生産量比率は目標の0.89を下回り、0.62(▲30%)と目標を達成できた。水使用量そのものは増加しているが、原単位の分母となる従業員数が増加して、水原単位が低下したことと生産量が1.6%増加したことにより対生産量比率は良化している。(人数が+15%増え、売り上げも1.6%伸びた一方で、水使用量は10%増加に抑えられた為)。傾向は改善傾向。

環境経営目標の実績グラフ_別紙3「廃棄物排出物低減とリサイクル推進」

作成日: 2024/6/27

過去4年の平均と比較して指標が・±5%以内:「例年通り」・5%超悪化:「悪化傾向」・5%超良化:「改善傾向」

対生産量比率過去4年平均	29.3	目標⇒ 29.3以下	139%	上期集計日:
リサイクル率過去4年平均	91.4%	目標⇒ 91.4%以上	92%	2023/12/26

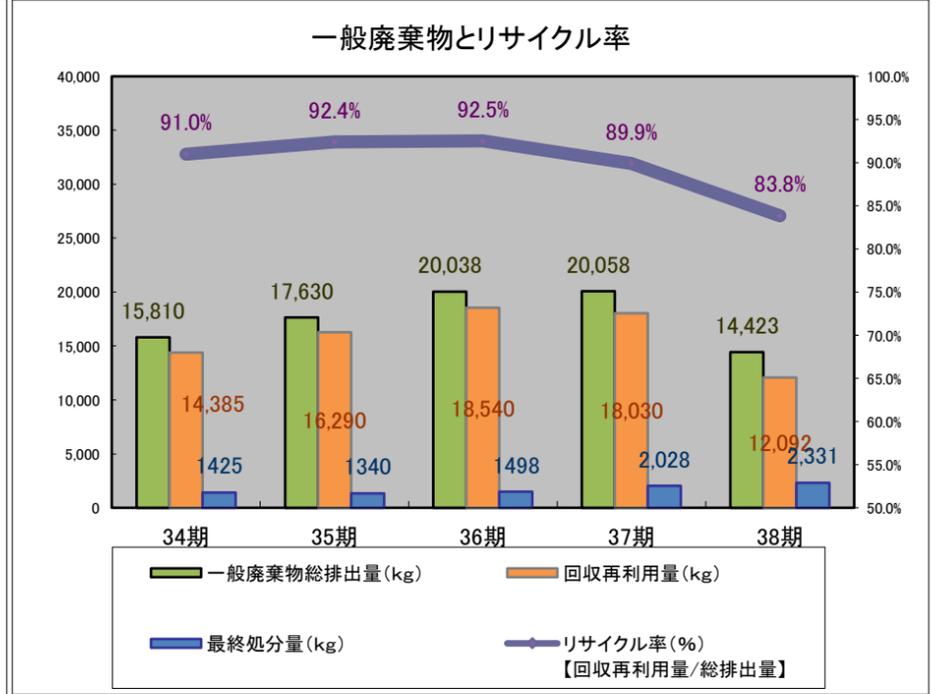
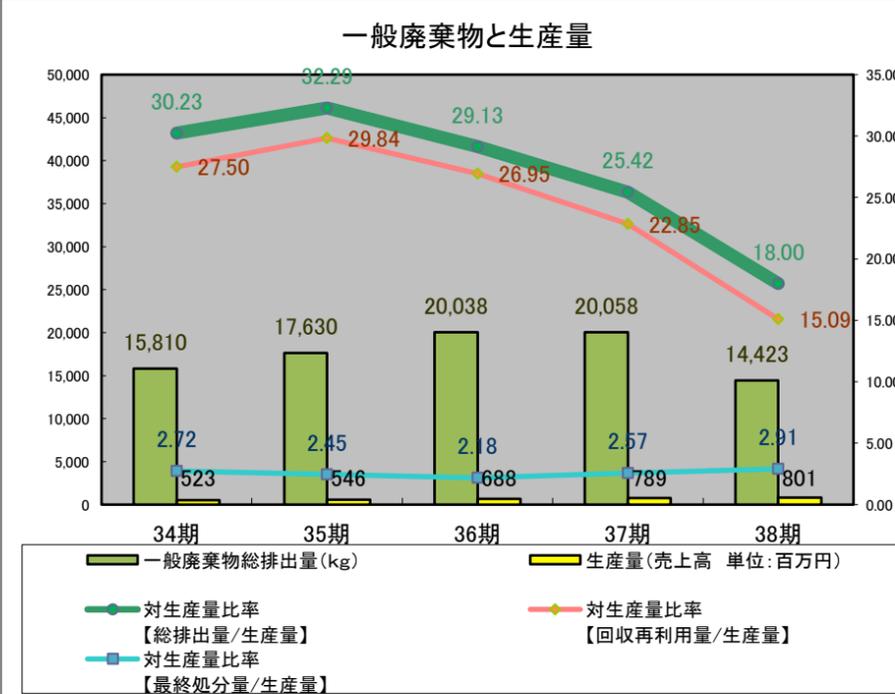
3-1【一般廃棄物】総排出量比率/リサイクル率

【一般廃棄物】	2019年度 34期	2020年度 35期	2021年度 36期	2022年度 37期	2023年度 38期	2023年度 38上期
一般廃棄物総排出量(kg)	15,810	17,630	20,038	20,058	14,423	8,003
対生産量比率 【総排出量/生産量】	30.23	32.29	29.13	25.42	18.00	21.06
回収再利用量(kg)	14,385	16,290	18,540	18,030	12,092	6,913
対生産量比率 【回収再利用量/生産量】	27.50	29.84	26.95	22.85	15.09	18.19
最終処分量(kg)	1,425	1,340	1,498	2,028	2,331	1,090
対生産量比率 【最終処分量/生産量】	2.72	2.45	2.18	2.57	2.91	2.87
リサイクル率(%) 【回収再利用量/総排出量】	91.0%	92.4%	92.5%	89.9%	83.8%	86.4%
生産量(売上高 単位:百万円)	523	546	688	789	801	380

ペーパーレス率

改善傾向

総排出量の対生産量比率は目標の29.27を下回り、18.00(▲39%)と目標達成。リサイクル率は目標の91.4%に対し、83.8%と未達だが、要因はペーパーレス*の浸透により(ペーパーレス率+33%)、紙類の廃棄量の大幅減の為、結果としては良い方向である。よって傾向は改善傾向とした。目標達成評価はB*とする。



3-2【産業廃棄物】総排出量比率/リサイクル率

【産業廃棄物(特別管理含)】	2019年度 34期	2020年度 35期	2021年度 36期	2022年度 37期	2023年度 38期	2023年度 38上期	特殊要因排除後 参考38期	特殊要因排除後 参考38上期
産業廃棄物総排出量(kg)	15,510	16,445	16,719	23,399	34,498	13,819	23,825	11,418
対生産量比率 【総排出量/生産量】	29.66	30.12	24.30	29.66	43.04	36.37	29.73	30.05
回収再利用量(kg)	15,110	15,498	16,019	20,961	33,345	12,980	23,465	11,010
対生産量比率 【回収再利用量/生産量】	28.89	28.38	23.28	26.57	41.60	34.16	29.28	28.97
最終処分量(kg)	400	948	700	2,437	0	0	0	0
対生産量比率 【最終処分量/生産量】	0.765	1.735	1.018	3.089	0.000	0.000	0.000	0.000
リサイクル率(%) 【回収再利用量/総排出量】	97.4%	94.2%	95.8%	89.6%	96.7%	93.9%	98.5%	96.4%
生産量(売上高 単位:百万円)	523	546	688	789	801	380	801	380

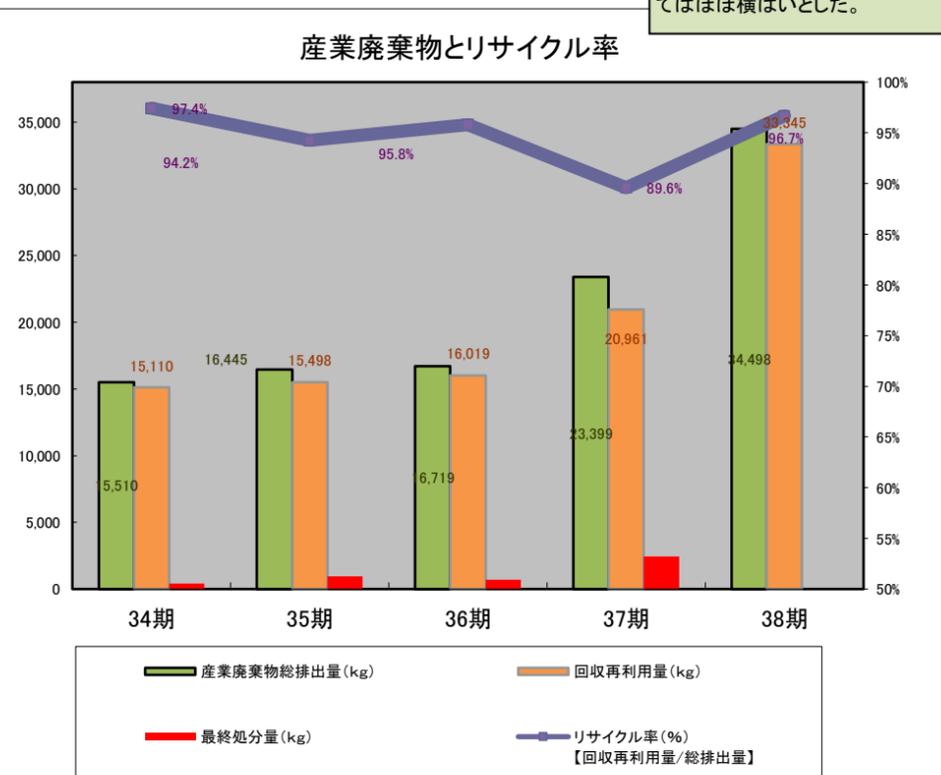
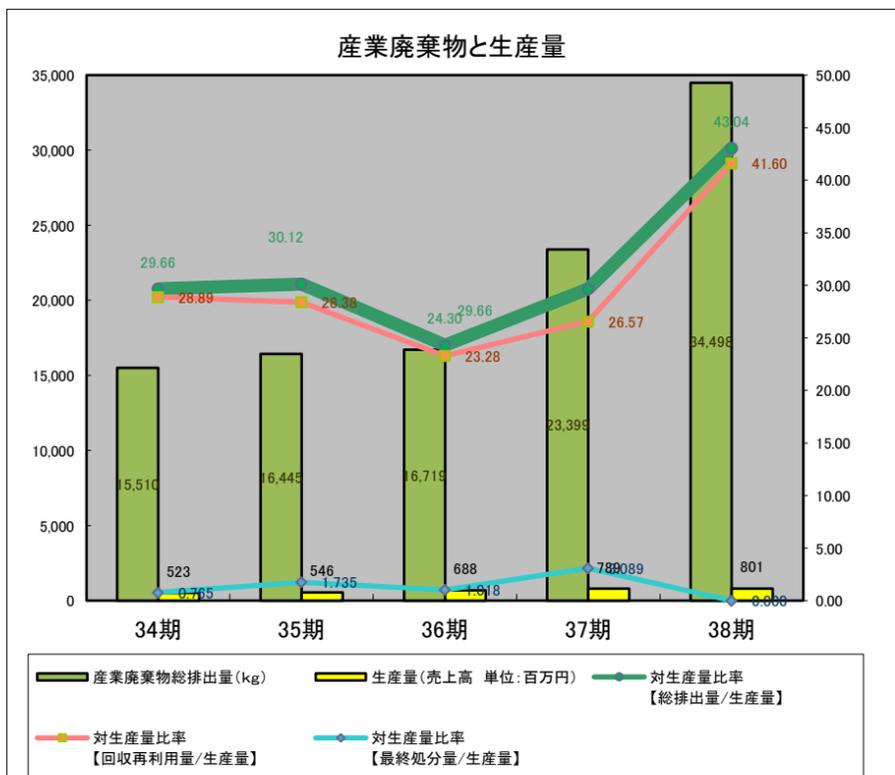
特殊要因排除後!

ほぼ横ばい

上期集計日:

2023/12/26

総排出量の対生産量比率は目標28.4を達成できず、43.0(+51%)となった。リサイクル率は目標93.9%に対し、96.7%と目標達成した。特記事項として、38期から客先要望にもとづき廃棄物を引き受けた為、総排出量は大幅に増加した。その分は特殊要因として実績値から控除した数字を参考値として記録した。特殊要因を除くと、総排出量は4.6%未達でほぼ横ばい。よって目標達成評価はB*とした。リサイクル率は更に上昇した。傾向としてはほぼ横ばいとした。



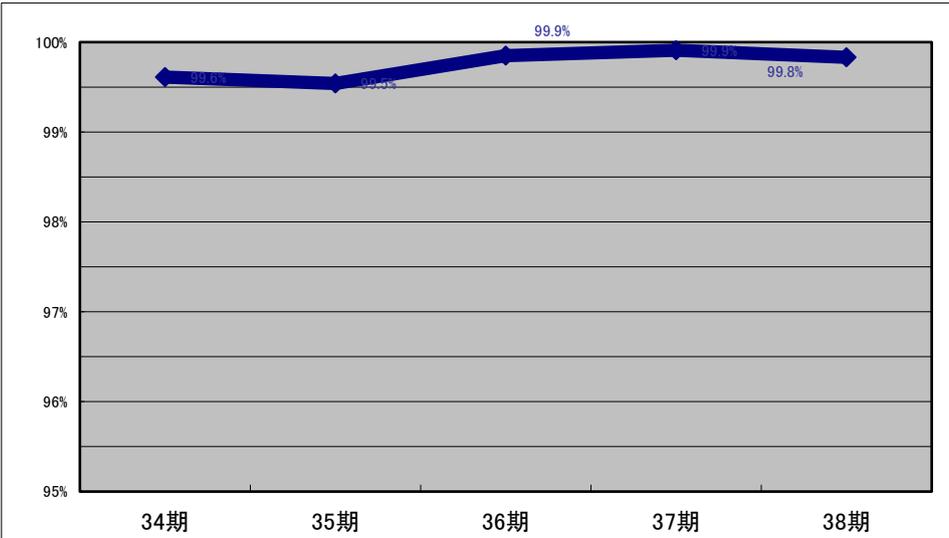
環境経営目標の実績グラフ_別紙4 「自社サービスにおける環境負荷への低減取り組み」

作成日: 2024/6/27

過去4年の平均と比較して指標が・±5%以内:「例年通り」・5%超悪化:「悪化傾向」・5%超良化:「改善傾向」

4-1 自社サービスにおける環境負荷への低減取組(鉛フリー化の推進)	過去4年平均	99.7%	目標⇒	99.7%以上	100%
鉛フリー化率の維持継続	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	34期	35期	36期	37期	38期
共晶半田 ⇒ 鉛フリー	99.6%	99.5%	99.9%	99.9%	99.8%
生産量(売価 単位:百万円)	523	543	688	789	801
					380

上期集計日: 2023/12/26



高止まり

鉛フリー化率は目標の99.7%を超え、99.8%となり、目標を達成できた。高止まりになっている要因として、一部共晶製品の廃盤が挙げられる。環境問題に対する世界的な気運の高まりから鉛フリー化が浸透していることもあり、今後とも引き続き、顧客への推進活動により顧客への鉛フリー化のアプローチを継続していく。

鉛フリー率 (%)
の算出方法

$$\frac{\text{鉛フリー仕様の半田購入量}}{\text{全半田購入量}} * 100$$

環境経営目標の実績グラフ別紙1「本社温室効果ガスの低減」

作成日: 2024/6/27

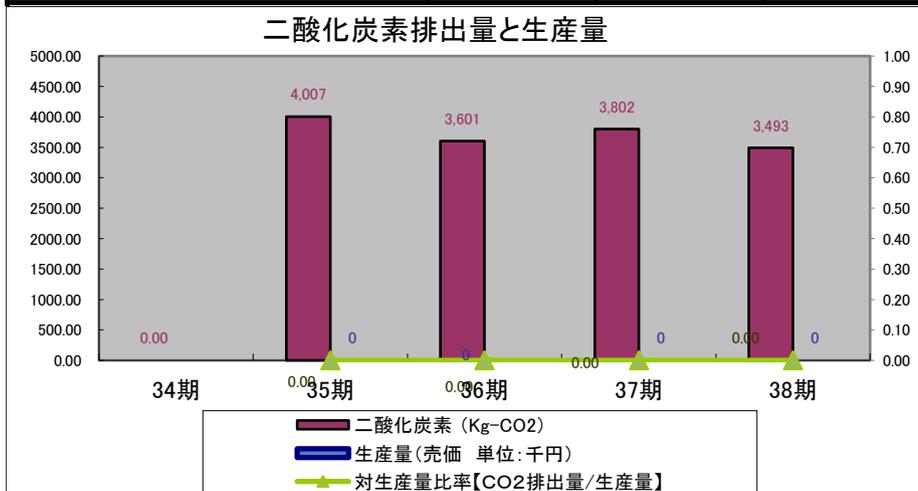
1-1 CO2排出量比率 ※35期～プロット

対生産量比率過去4年平均

--

温室効果ガス排出量	2019年度 34期	2020年度 35期	2021年度 36期	2022年度 37期	2023年度 38期	2023年度 38上期
二酸化炭素 (Kg-CO2)	-	4,007	3,601	3,802	3,493	1,602
対生産量比率【CO2排出量/生産量】		---	---	---	---	---
生産量(売価 単位:千円)		0	0	0	0	0

上期集計日: 2023/12/26



参考値

当該数字は「5別紙1」にて報告している数字の内数。
 本社では生産活動はしていないので参考値として二酸化炭素排出量をプロットした。
 本社の二酸化炭素排出量は3493Kg-CO2であり、全二酸化炭素排出量321393Kg-CO2の1%を占めている。

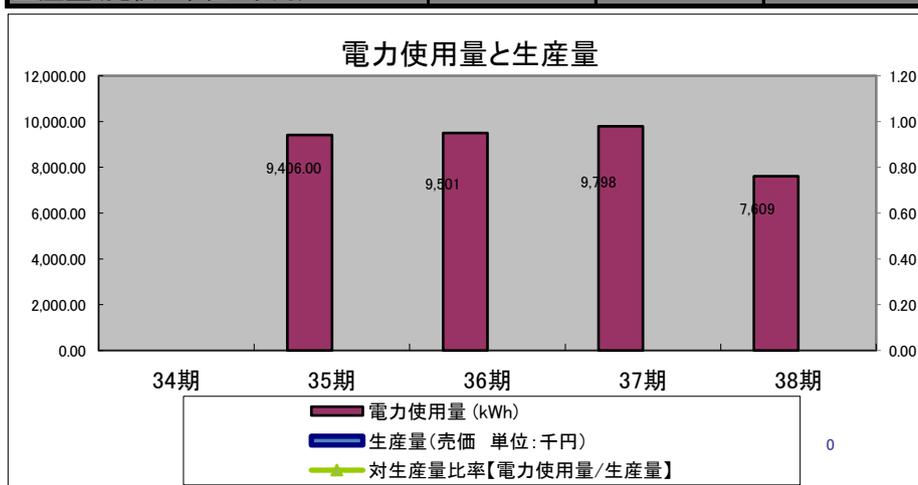
1-2 電力使用量比率 本社 ※35期～プロット

対生産量比率過去4年平均

--

温室効果ガス排出量	2019年度 34期	2020年度 35期	2021年度 36期	2022年度 37期	2023年度 38期	2023年度 38上期
電力使用量 (kWh)	-	9,406	9,501	9,798	7,609	4,128
対生産量比率【電力使用量/生産量】		---	---	---	---	---
生産量(売価 単位:千円)		0	0	0	0	0

上期集計日: 2023/12/26



参考値

当該数字は「5別紙1」にて報告している数字の内数。
 本社では生産活動はしていないので参考値として電力使用量をプロットした。
 本社の電力使用量は7609kWhとなっており、全電力使用量678675kWhの1%を占めている。

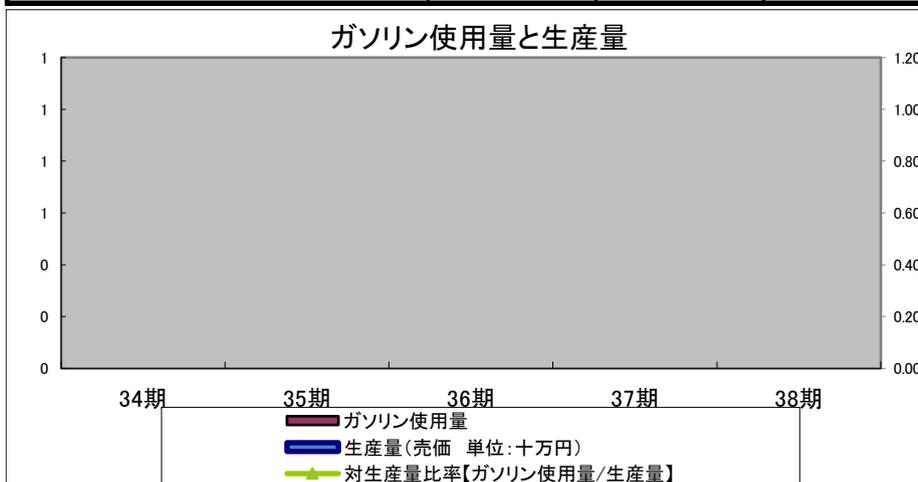
1-3 ガソリン使用量比率

対生産量比率過去4年平均

--

温室効果ガス排出量	2019年度 34期	2020年度 35期	2021年度 36期	2022年度 37期	2023年度 38期	2023年度 38上期
ガソリン使用量						
対生産量比率【ガソリン使用量/生産量】						
生産量(売価 単位:十万円)						

上期集計日:



プロット無し

2-1 水使用量の低減 本社 ※35期～

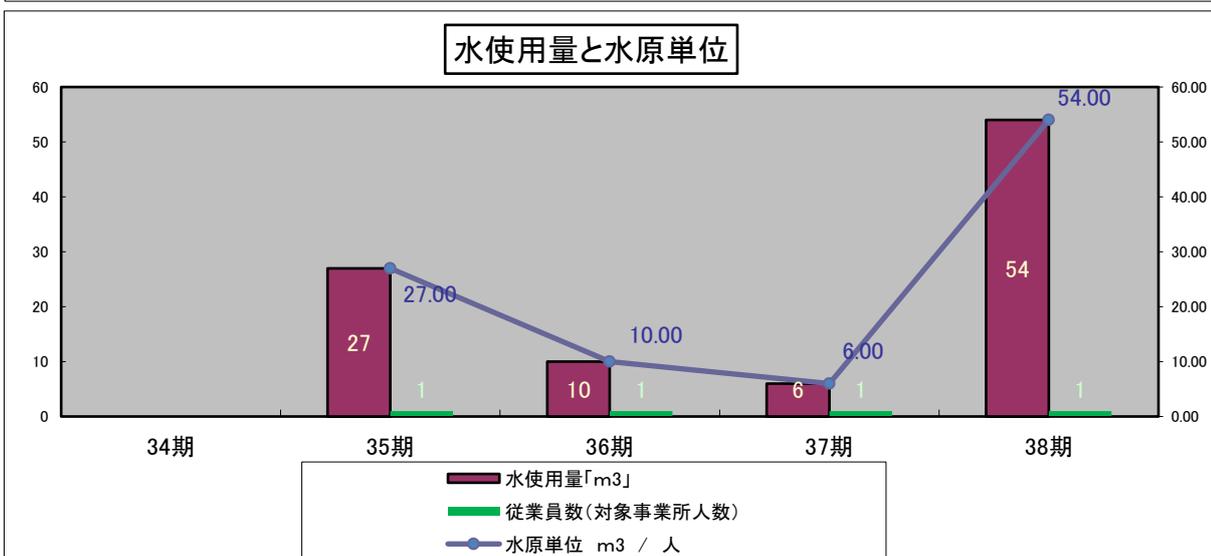
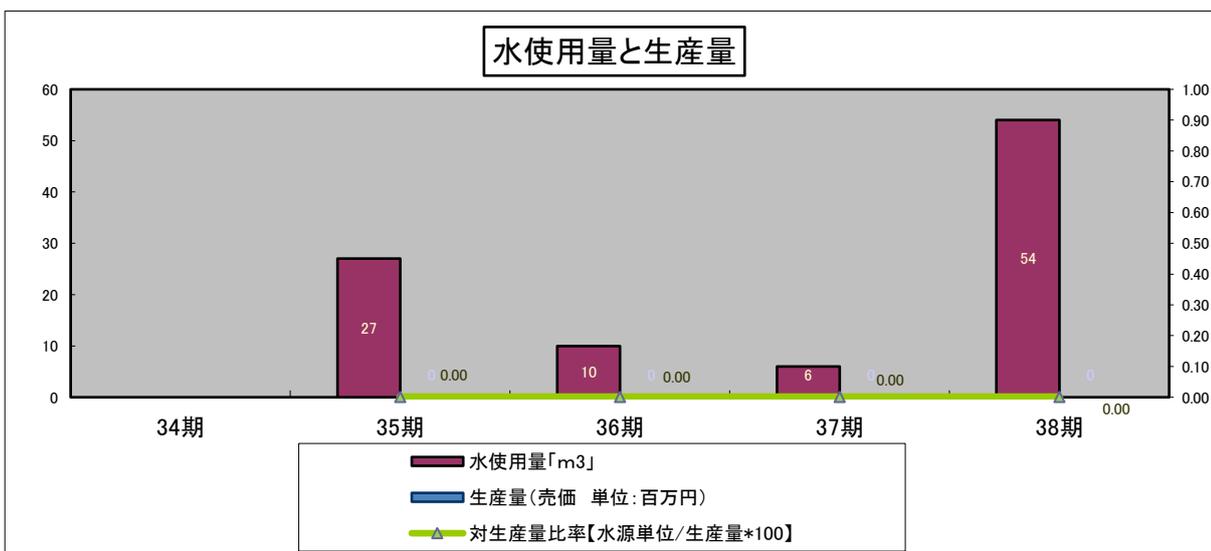
対生産量比率過去4年平均

--

--

水使用量の低減	2019年度 34期	2020年度 35期	2021年度 36期	2022年度 37期	2023年度 38期	2023年度 38上期
水使用量「m ³ 」		27	10	6	54	21
水原単位 m ³ / 人		27.00	10.00	6.00	54.00	21.00
従業員数(対象事業所人数)		1	1	1	1	1
対生産量比率【水源単位/生産量*100】		--	--	--	--	--
生産量(売価 単位:百万円)		0	0	0	0	0

上期集計日: 2023/12/26



参考値

35期以降は電力使用量と水使用量のみ本社の数字を記録した。
 本社は生産活動を行っていない為、参考値としながらも内数として全体数字に含めている。本社の水使用量は54m³だった。コロナ明けで、福利厚生の一環として本社敷地での活動機会増加に伴う水使用量の増加と考えられる。水漏れは確認できなかった。

環境経営計画の実施と評価、次年度の取組内容



ランクA 目標達成	計画作成日: 2023年5月20日
B 目標未達成だが改善中又は改善計画有	結果記入日: 2024年6月29日
C 目標未達成で根本的見直しが必要	作成者: 古川 確認者: 藤田

No	取組項目	具体的活動計画及び内容	責任者	2023年												2024年					結果評価	結果補足	次年度の取組内容
				6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	ランク							
1	CO2排出量の低減	・休憩時間における室内照明の消灯(1日1時間)	EA21事務局	-----▶												-----▶					A	・推進中・北口階段と2階コンプレッサー室前通路(共通エリア)電気消灯確認毎日実施(8:45/13:00)・連休前はエリア別管理責任者がタイマー設定解除とエアコンOFFと消灯の確認	・引き続き実施
		・ミライズ節電プログラムに参加	EA21事務局	-----▶												-----▶					A	・夏の節電プログラム7/1~9/30(▲142Kwh)・冬の節電プログラム12/1~3/31(▲12Kwh)	・引き続き実施
		・静岡県省エネ支援員派遣によるアドバイス教授	EA21事務局	▶	-----▶											-----▶					A	・6/29両省エネ支援員ご来社(製造部門の不良対策によるエネルギー材料費労務費のロス削減と生産効率(稼働率向上・生産性向上・ライン構成を最適化することによる総合効率を見据えたマネジ/メントシステムの構築が「正攻法」という主旨のアドバイスを頂いた)現時点では総合効率を環境に結び付けて定量化する手法の構築は人的資源等を考慮すると、将来的な理想像として捉えることとする。	・社全体の意識の底上げを目指して新規の起案をする
	使用量の削減	・「交通安全啓発」と「安全運転パトロール」の開催	安全衛生委員会	-----▶												-----▶					A	・7月交通労働災害の防止を目的に過去の事故実績を分析した。敷地内の交通事故防止の為、駐車場ルールを配信・掲示、違反者は個別にリーダーへ通告・10/6(金)駐車場点検実施・3/8(金)交通安全運動実施	・引き続き実施
		・ガソリン使用量の車別記録による使用量管理と燃費確認	所有部署	-----▶												-----▶					A	・道交法施行規則改正2023/12~に則りアルコール検知器導入と同時に乗車記録簿の管理アップデート燃費は期末に算出・ストップアイドリングステッカーを貼付・2023/12~社有車を低燃費のものに変えた	・引き続き実施
		・静岡県省エネ支援員派遣によるアドバイス教授	EA21事務局	▶	-----▶											-----▶					A	・6/29両省エネ支援員ご来社(製造部門の不良対策によるエネルギー材料費労務費のロス削減と生産効率(稼働率向上・生産性向上・ライン構成を最適化することによる総合効率を見据えたマネジ/メントシステムの構築が「正攻法」という主旨のアドバイスを頂いた)現時点では総合効率を環境に結び付けて定量化する手法の構築は人的資源等を考慮すると、将来的な理想像として捉えることとする。	・社全体の意識の底上げを目指して新規の起案をする
2	水資源投入量の低減	・『節水』表示による啓発活動と実施	各部署	-----▶												-----▶					A	・推進中・安全衛生委員会でも随時/巡視時に水漏れや・蛇口締め忘れの注視を啓発中	・引き続き実施
		・職場巡視による環境チェック(毎月1回)	安全衛生委員会	-----▶												-----▶					A	・安全衛生委員会にて巡視	・引き続き実施
		・静岡県省エネ支援員派遣によるアドバイス教授	EA21事務局	▶	-----▶											-----▶					A	・6/29両省エネ支援員ご来社(製造部門の不良対策によるエネルギー材料費労務費のロス削減と生産効率(稼働率向上・生産性向上・ライン構成を最適化することによる総合効率を見据えたマネジ/メントシステムの構築が「正攻法」という主旨のアドバイスを頂いた)現時点では総合効率を環境に結び付けて定量化する手法の構築は人的資源等を考慮すると、将来的な理想像として捉えることとする。	・社全体の意識の底上げを目指して新規の起案をする
3	産業廃棄物の低減	・廃棄物分別の徹底と部内指導	各部署	-----▶												-----▶					A	・随時メールや回覧物で配信中・3/22(金)産廃施設実地確認報告書の回覧と配布・4/1(月)年刊パルス新聞回覧と掲示(3F廊下掲示板・食堂掲示板)・社内廃棄物置き場への不法投棄防止策(4/27(土)防犯カメラ設置)・予算会議4/15(月)で、物品を購入した後の最終処分まで申請部署で廃棄方法と費用を完結させるつもりで物品購入を申請するよう啓発。	・引き続き実施
		・職場巡視による環境チェック(毎月1回)	安全衛生委員会	-----▶												-----▶					A	・安全衛生委員会にて巡視	・引き続き実施
		・静岡県省エネ支援員派遣によるアドバイス教授	EA21事務局	▶	-----▶											-----▶					A	・6/29両省エネ支援員ご来社(製造部門の不良対策によるエネルギー材料費労務費のロス削減と生産効率(稼働率向上・生産性向上・ライン構成を最適化することによる総合効率を見据えたマネジ/メントシステムの構築が「正攻法」という主旨のアドバイスを頂いた)現時点では総合効率を環境に結び付けて定量化する手法の構築は人的資源等を考慮すると、将来的な理想像として捉えることとする。	・社全体の意識の底上げを目指して新規の起案をする
	一般廃棄物の低減	・廃棄物分別の徹底と部内指導	各部署	-----▶												-----▶					A	・随時メールや回覧物で配信中・3/22(金)産廃施設実地確認報告書の回覧と配布・4/1(月)年刊パルス新聞回覧と掲示(3F廊下掲示板・食堂掲示板)・社内廃棄物置き場への不法投棄防止策(4/27(土)防犯カメラ設置)・予算会議4/15(月)で、物品を購入した後の最終処分まで申請部署で廃棄方法と費用を完結させるつもりで物品購入を申請するよう啓発。	・引き続き実施
		・職場巡視による環境チェック(毎月1回)	安全衛生委員会	-----▶												-----▶					A	毎月1回職場を衛生、安全面の他に廃棄物や、環境衛生についても重要視した巡視を行っている。省エネに関するステッカーが剥がれていないことの確認も実施。	・引き続き実施
		・静岡県省エネ支援員派遣によるアドバイス教授	EA21事務局	▶	-----▶											-----▶					A	・6/29両省エネ支援員ご来社(製造部門の不良対策によるエネルギー材料費労務費のロス削減と生産効率(稼働率向上・生産性向上・ライン構成を最適化することによる総合効率を見据えたマネジ/メントシステムの構築が「正攻法」という主旨のアドバイスを頂いた)現時点では総合効率を環境に結び付けて定量化する手法の構築は人的資源等を考慮すると、将来的な理想像として捉えることとする。	・社全体の意識の底上げを目指して新規の起案をする

4.環境関連法規等への遵守状況と評価、外部コミュニケーション

1. 環境上の適用法規制の遵守状況と評価

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

確認日 2024年5月31日

確認者 藤田宏晃

遵守評価記号(○:遵守確認済 ×:遵守未確認)

区分	法規・条例・規制	条文	要求事項	対象、実施月日等	遵守評価	評価者	指摘・訴訟の有無
義務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	第3条	事業者の責務(事業者の一般廃棄物の自ら処理)		○	藤田	無
		第5条	所有・占有・管理土地の清潔の保持(不適正処理廃棄物発見の速やかな通報等)		○	藤田	無
		第6条の2第6項	一般廃棄物収集運搬業者への委託処理	委託契約	○	藤田	無
		第11条	事業者及び地方公共団体の処理(事業者の産業廃棄物の自ら処理)		○	藤田	無
		第12条第1項	自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合の産業廃棄物の収集、運搬基準の遵守		○	藤田	無
		第12条第2項	廃棄物置き場保管基準の遵守(表示、衛生管理等)、表示:60cm角以上、種類、氏名・連絡先生活環境の保全上支障のないように産業廃棄物の保管		○	藤田	無
		第12条第3、4項	事業場の外において自ら当該産業廃棄物の保管する場合の事前届出(保管をした日から起算して14日以内)		○	藤田	無
		第12条第5項	産業廃棄物収集運搬及び処分許可業者への委託		○	藤田	無
		第12条第6項	事業者の産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	委託契約	○	藤田	無
		第12条第7項	事業者の産業廃棄物の処理の状況に関する現地確認(産業廃棄物の処理を委託する場合)		○	藤田	無
		第12条の2第2項	特別管理産業廃棄物に係る保管基準の順守		○	藤田	無
		第12条の2第5項	特別産業廃棄物の運搬又は処分の許可業者への委託		○	藤田	無
		第12条の2第6項	特別産業廃棄物の運搬又は処分の委託基準遵守		○	藤田	無
		第12条の2第7項	特別産業廃棄物の委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況等を实地に確認		○	藤田	無
		第12条の2第8項	特別管理産業廃棄物管理責任者の選任・届出		○	藤田	無
		第12条の3第1項	事業者の産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合のマニフェストの交付	業者回収時	○	藤田	無
		第12条の3第2項	管理票交付者のマニフェストの保管(A票、5年間)		○	藤田	無
		第12条の3第6項	管理票交付者のマニフェストの写し(B1票)等の保管		○	藤田	無
		第12条の3第7項	管理票交付者の産業廃棄物管理票交付状況等の報告	浜松市、毎年6月	○	藤田	無
	第16条	不法投棄の禁止		○	藤田	無	
	消防法	第8条	防火管理者の設置及消防用水又は消火活動上必要な施設(火災報知器点検、消火器の管理)の点検及び整備	業者委託契約	○	藤田	無
		第17条	消防の設備の設置等		○	藤田	無
	工場立地法	第6条	浜松市長へ特定工場に関する事項(設置場所、敷地面積、建物面積等)の届出	2012.5.24	○	藤田	無
		第12条	届出した事項(氏名等)の変更の届出		○	藤田	無
	労働安全衛生法	第11条	労働安全管理者の設置(製造業、従業員50人以上)		○	藤田	無
		第12条	衛生管理者の選任(製造業、従業員50人以上)		○	藤田	無
	労働安全衛生規則		化学物質責任者の選任	2024.4.1	○	藤田	無
			保護具着用責任者の選任	2024.4.1	○	藤田	無
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)	第5条	指定製品及び特定製品の管理者の責務(フロン類の管理の適正化等)		○	藤田	無
		第16条	簡易点検の実施(4半期に1回以上)		○	藤田	無
		第37条	第1種特定製品整備者の充てんの委託義務等(フロン類の充てんの第1種フロン類充てん回収業者への委託)		○	藤田	無
		第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務		○	藤田	無
		第42条	特定解体工事元請業者の特定解体工事発注者に対して確認及び説明		○	藤田	無
第43条		第1種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等(第1種フロン類充てん回収業者へのフロン類を引き渡し)回収依頼書等関係書類の機器廃棄後3年間の保存		○	藤田	無	
第45条		第1種フロン類充てん回収業者による引取証明書の交付等引取証明書写し等関係書類の機器廃棄後3年間の保存		○	藤田	無	
第86条		フロン類の放出の禁止(何人も、みだりにフロン類を大気中へ放出することを禁止)		○	藤田	無	
(経産省・環境省告示第13号)		点検記録簿を機器廃棄後3年間の保存		○	藤田	無	
家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	第6条	事業者及び消費者の責務(特定家庭用機器廃棄物の適切な引き渡し、料金の支払(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンの廃棄時))		○	藤田	無	
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	第5条	自動車の所有者の責務(自動車の廃棄・使用済自動車の引渡義務)		○	藤田	無	
	第73条	使用済自動車のリサイクル(使用済自動車の引き取り業者への引き渡し)(廃棄時有料にて適切な引渡し)		○	藤田	無	
静岡県条例	第52条	騒音基準の遵守義務		○	藤田	無	
	第53条	騒音特定施設の届出(空気圧縮機及び冷凍機:原動出力7.5KW未満、3.75KW以上)	2012.5.30 2022.3.31(変更)	○	藤田	無	
	第55条	騒音特定施設変更の届出		○	藤田	無	

区分	法規・条例・規制	条文	要求事項	対象、実施月日等	遵守評価	評価者	指摘・訴訟の有無	
義務	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第4条	事業者の責務(従業員に対し産業廃棄物の適正な処理に関する教育、子会社、関連会社その他の関係事業者等に対する助言及び情報の提供、市が実施する産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施策に協力)		○	藤田	無	
		第5条	産業廃棄物処理業者の責務(受託した産業廃棄物の処理を適正、透明性及び信頼性の確保、従業員に対し産業廃棄物の適正な処理に関する教育の実施、市が実施する産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施策に対する協力)		○	藤田	無	
		第6条	土地所有者の所有地等の適正管理		○	藤田	無	
		第8条	事業者の産業廃棄物管理責任者の設置		○	藤田	無	
		第10条	事業者の産業廃棄物の実地の確認等	2024.3.22	○	藤田	無	
		第11条	事業者による産業廃棄物の不適正な処理に係る措置等		○	藤田	無	
		第20条	土地所有者等による産業廃棄物の不適正な処理に係る通報等		○	藤田	無	
	浜松市条例	第4条	事業者の責務(迷惑行為の無い快適で良好な生活環境を確保するため必要な処置を講ずるとともに、市が実施する迷惑行為の無い快適で良好な生活環境の確保に関する施策への協力)		○	藤田	無	
		第6条	空き缶等及び吸殻等の投棄の禁止		○	藤田	無	
		第11条	歩行中の喫煙の禁止		○	藤田	無	
	浜松市音・かおり・光環境創造条例	第4条	事業者の責務(感覚公害の発生状況の把握、近隣の住民との良好な関係の構築、感覚公害の防止のために必要な措置の構築、市が実施する快適な生活環境の創造に関する施策に協力)		○	藤田	無	
		第8条第2項	騒音の防止(静穏な生活環境の保持)		○	藤田	無	
		第9条	悪臭の防止(悪臭の少ない生活環境の保持)		○	藤田	無	
		第11条	照明器具等の設置等における配慮		○	藤田	無	
		第12条	営業時間外における減灯又は消灯の奨励		○	藤田	無	
		第13条	投光器等の使用の制限		○	藤田	無	
	法令	環境基本法	第8条	事業者の責務(公害の防止、自然環境適正保全のための措置の実施等(エコアクション21への積極的取組))		○	藤田	無
		循環型社会形成推進基本法	第11条	事業者の責務(循環型社会の形成、廃棄物なることの抑制、3Rへの努力)		○	藤田	無
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器リサイクル法)	第4条	事業者の責務(分別排出の協力)		○	藤田	無
		資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)	第4条	廃棄物の発生抑制、再生資源の利用の促進[廃棄物の分別化の徹底、指定OA機器の適正処分(パソコン等機器のリサイクル化)]		○	藤田	無
		地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)	第5条	事業者の責務(温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策への協力)		○	藤田	無
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)		第5条	事業者の責務(環境物品購入の推進)		○	藤田	無	
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律		第7条	事業者の責務(使用済小型電子機器等を分別、使用済小型電子機器等の収集・運搬・再資源化業者へ引き渡し)		○	藤田	無	
大気汚染防止法		18条の15	解体等の工事発注者は、解体等工事元請業者が行う石綿使用調査に要する費用負担等、当該調査への協力		○	藤田	無	
静岡県条例		静岡県環境基本条例	第6条	事業者の責務(環境への負荷への低減公害防止、自然環境保全に必要な措置の実施等)		○	藤田	無
		静岡県地球温暖化防止条例	第4条	事業者の責務(温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施、県が実施する地球温暖化対策への協力(エコアクション21への積極的取組))		○	藤田	無
浜松市条例		浜松市環境基本条例	第4条	事業者の責務(温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施、県が実施する地球温暖化対策への協力(エコアクション21への積極的取組))		○	藤田	無
		浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例	第4条	事業者の責務(使い捨ての製品の使用を抑制すること等による事業系廃棄物の減量化、廃棄物等の分別をすること等による資源物の資源化、廃棄物の適正処理及び市が実施する廃棄物の減量及び資源化並びに廃棄物の適正処理の促進に関する施策への協力等)		○	藤田	無
		浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例	第4条	事業者の責務(迷惑行為の無い快適で良好な生活環境を確保するため必要な処置を講ずるとともに、市が実施する迷惑行為の無い快適で良好な生活環境の確保に関する施策への協力)		○	藤田	無
			第6条	空き缶等及び吸殻等の投棄の禁止		○	藤田	無
	第11条		歩行中の喫煙の禁止		○	藤田	無	
	浜松市音・かおり・光環境創造条例	第4条	事業者の責務(感覚公害の発生状況の把握、近隣の住民との良好な関係の構築、感覚公害の防止のために必要な措置の構築、市が実施する快適な生活環境の創造に関する施策に協力)		○	藤田	無	
		第8条第2項	騒音の防止(静穏な生活環境の保持)		○	藤田	無	
第9条		悪臭の防止(悪臭の少ない生活環境の保持)		○	藤田	無		
第11条		照明器具等の設置等における配慮		○	藤田	無		
第12条		営業時間外における減灯又は消灯の奨励		○	藤田	無		
第13条	投光器等の使用の制限		○	藤田	無			

区分	法規・条例・規制	条文	要求事項	対象、実施月日等	遵守評価	評価者	指摘・訴訟の有無
顧客要求事項	法令	労働安全衛生法	第14条第3第22号	作業主任者の選任(有機溶剤作業主任者)		○	藤田
		有機溶剤中毒予防規則	第19条	有機溶剤作業主任者の選任		○	藤田
			第28条	有機溶剤の濃度の測定(6月以内ごとに1回)		○	藤田
		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)	第14条	指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供(SDS収集)	新規取引時	○	藤田
		RoHS指令	—	有害物質の電気・電子機器への使用を制限する欧州法 ・目的 -健康保護、廃電気電子機器の環境に健全な再生・処分に寄与。(埋立処分に伴う地下水等汚染の防止) ・対象製品 -AC1000V/DC1500V以下の定格電圧をもつ、すべての電気電子機器(EEE) EEE) ・EU官報(OfficialJournal) -2011年7月1日(2011年7月21日施行) -2013年1月2日までに加盟国は国内法へ置き換える。 ・旧指令(2002/95/EC)の廃止 -2013年1月3日以降、新指令(2011/65/EU)に置き換わる 注)2013年1月2日までは2002/95/ECが有効 規制内容 -EUIに上市する電気電子機器に6物質(鉛・水銀・カドミウム・6価クロム・PBB・PBDE)を含有してはならない		○	藤田
		グリーン調達	—	原材料がリサイクルされているものを選ぶ、ゴミが少なくなるものを選ぶ等		○	藤田
	その他	REACH規制	—	<p>■登録の義務</p> <p>EU域内で製造または輸入する物質の、物質ごとの総量が年間1トン以上の事業者は、欧州化学品庁に当該物質を登録しなければなりません。登録を申請できる期間(猶予期間)は、取り扱う物質の製造量・輸入量および危険有害性で異なります。登録の際は、欧州化学品庁が定める技術一式文書を提出しなければなりません。また、製造量または輸入量が年間10トン以上の場合、化学品安全性報告書(CSR)を提出しなければなりません。提出された技術一式文書とCSRの情報をもとに欧州化学品庁および加盟各国は評価を行います。この際、事業者に対して追加試験の実施や追加情報の提出を求める場合があります。</p> <p>■認可申請の義務</p> <p>認可対象物質*をEU域内で製造または輸入する事業者、あるいはその物質を認可条件以外で使用する川下ユーザーは、その取扱量が年間1トン未満であっても、その物質の用途を特定した認可の要請や代替物の解析などの情報を欧州化学品庁へ提出して認可を得なければなりません。認可が得られれば、自身またはサプライチェーン川下の誰もが、申請した用途で使用できます。</p> <p>■使用制限の義務</p> <p>付属書XVIIで定める制限対象物質は、指定された制限条件での製造、上市、使用が禁止されています。</p> <p>■情報伝達の義務</p> <p>危険な物質・混合物、PBT、vPvB、認可対象候補物質、SVHCについては、安全性データシート(SDS)を川下ユーザーに提供する義務があります。さらにSDSの提供義務がない物質についても、入手可能であれば登録番号、また、認可や制限の対象となるかなど関連する情報などを提供する必要があります。</p> <p>■登録の義務</p> <p>成形品をEU域内で製造または輸入する事業者は、その成形品中からある物質が意図的に放出され、かつ、成形品中のその物質が1年当たり合計して1トンを超えて存在する場合は、自ら欧州化学品庁へ技術一式文書を提出し登録しなければなりません。ただし、その物質がその用途のために既に登録されている場合には、この登録を行う必要はありません。</p> <p>■届出の義務</p> <p>成形品をEU域内で製造または輸入する事業者は、その成形品中に認可対象候補物質(SVHC)が0.1重量%を超えて存在し、かつ、成形品中のその物質が1年当たり合計して1トンを超えて存在する場合は、自ら欧州化学品庁へ定められた情報を届出しなければなりません。ただし、その物質がその用途のために既に登録されている場合には、届出の必要はありません。</p> <p>■使用制限の義務</p> <p>付属書XVIIで定める制限対象物質は、指定された制限条件での製造、上市、使用が禁止されています。</p> <p>■情報伝達の義務</p> <p>認可対象候補物質(SVHC)を0.1重量%を超えて含有する成形品をEU域内で製造または輸入する事業者は、それを使用する利用者に対して、当該製品を安全に使用できる条件を示した情報を伝達しなければなりません。</p>		○	藤田

2. 外部との環境コミュニケーション受付記録

外部要望に対応し、また関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟はありませんでした。

EA21							(株) 浜松バルス	
外部との環境コミュニケーション受付簿【台帳】							作成：藤田	
◎外部利害関係者からの環境に関する苦情や意見・要望等を受け付けて、対応し記録する。							作成日：2023年6月1日	
							更新日：2024年5月31日	
受付対象期間：2023年6月～2024年5月								
受付日	苦情/意見 受付内容	管理No	外部要望 受付日	受付内容	顧客名	文書類	備考	
			6月27日	デクロンプラス含有調査			購買先への含有調査依頼 ASSY製品に対する非含有報告	
			6月28日	紛争鉱物調査依頼		紛争鉱物調査に伴う情報の取り扱いに関して	購買品(半田・ベスト半田等) 調査済	
6月分	なし		6月30日	REACH管理物質 233物質 → 235物質 (1物質追加)		含有管理対象物質【付表2】 (REACH高懸念物質 「SVHC」Candidate List) (14-June2023)	購買品(半田・ベスト半田等) 調査済	
7月分	なし							
8月分	なし		8月28日	紛争鉱物調査依頼		紛争鉱物調査に伴う情報の取り扱いに関して	購買品(半田・ベスト半田等) 調査済	
9月分	なし		9月14日	欧州REACH 規則において、2023年6月14日にECHA(欧州化学品庁)よりSVHC(高懸念物質)の追加 2023年5月に行われたストックホルム条約(POPs条約)の国際会議で付属書A(廃絶)に新たな物質が追加		グリーン調達ガイドライン改定 (ver.30→ver.31)	購買先へのガイドライン更新伝達 ASSY製品に対する非含有報告	
10月分	なし		10月26日	紛争鉱物調査依頼		紛争鉱物調査(EMRT)に伴う情報の取り扱いに関して	購買品(半田・ベスト半田等) 調査済	
11月分	なし							
12月分	なし							
1月分	なし		1月25日	REACH管理物質 235物質 → 240物質 (5物質追加)		含有管理対象物質【付表2】 (REACH高懸念物質 「SVHC」Candidate List) (23-January 2024)	購買品(半田・ベスト半田等) 調査済	
2月分	なし							
3月分	なし		3月27日	欧州REACH 規則において、2024年1月13日にECHA(欧州化学品庁)よりSVHC(高懸念物質)の追加 また欧州のPOPs 規則、REACH 規則で新たな物質が追加		グリーン調達ガイドライン改定 (ver.31→ver.32)	購買先へのガイドライン更新伝達 ASSY製品に対する非含有報告	
4月分	なし							
5月分	なし							

ぱるす新聞

38期
(2023.6.1~
2024.5.31)
第10号

エコアクション21



は 初めにエコアクション21と

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムです。当社は2006年9月に認証・登録し、以来17年間この活動を継続・更新しています。

Q 具体的に何をして結果はどこで見れるの？

A 環境負荷項目を把握し

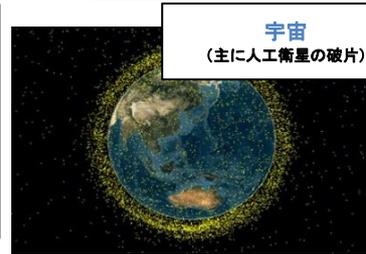
- 二酸化炭素排出量
- 廃棄物排出量
- 水使用量
- これらの取り組みをしていきます
- 省エネ
- 廃棄物削減
- リサイクル
- 節水
- 製品の環境性能向上



環境への取り組みの結果を環境経営レポートとしてまとめ、浜松パルスHP上で公表しています。

いろいろなごみの写真

人間はたくさんのごみを排出しています。



宇宙 (主に人工衛星の破片)



エベレスト (ボンベ・プラ・ペットボトル・生ごみ・し尿等)



富士山 (産廃不法投棄・プラ・ペットボトル・し尿等)



浜松パルス (工場消耗品・事務用品・プラ・電化製品・什器・その他)

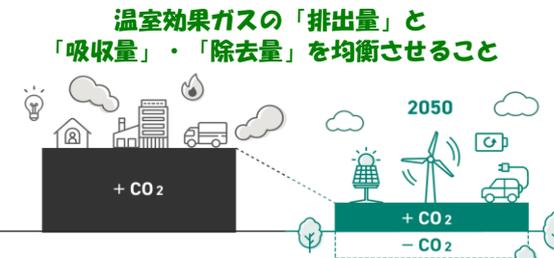
購入物でも・タダで買った物でも廃棄時にはお金や地球に負担がかかります。入手時に廃棄する時の事を考えてみませんか？

カーボンニュートラル

気候変動問題解決に向け

口効に果日すガ本は2050年までに温室

排出を完全にゼロにするのは現実的に難しいが、「排出量」を「吸収」または「除去」する事により、正味ゼロにすることができ、つまりニュートラル(中立)にすることができ。



カーボンニュートラルを表明した国・地域



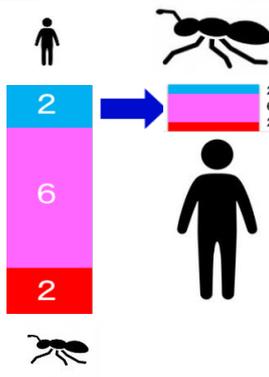
■2050年までのカーボンニュートラル表明国 (日本を含め145か国)
■2060年までのカーボンニュートラル表明国
■2070年までのカーボンニュートラル表明国

気候変動問題の解決に向け、カーボンニュートラルを実現する為、ひとりとひとりが出来ること「ゼロカーボンアクション30」を検索してみてください。



2・6・2の法則

「働きアリの法則」と呼ばれることもあり、働きアリの集団を観察すると、かなり働き手が2割、ほとんど働かない者が2割程度いることが見て取れます。また、人間も同じです。また、上司になるとこういふ集団にならざるを得ない。抜擢し、新しいことをやらせたり、新しいことをやらせたり、おおよそ2・6・2の法則が成り立つとのこと。



これを自然の法則としてとらえ、全員を働かせる事は出来ないう事が必要かもしません。適切な場(環境の提供) 助言(人材育成) により誰しも上位、中位にもなれる可能性があります。

6.代表者による全体評価と見直しと指示

作成
藤田

作成 2024年7月12日

	実施確認項目	確認	コメント記載
1・見直し 関連情報	1 エコアクション21文書(環境経営レポート)	■	ガイドライン2017年版の要求事項を反映
	2 環境経営目標の達成状況	■	今期結果より来期目標及び項目の優先順位等を見直し
	3 環境経営計画の実施及び実施状況	■	環境変化に合わせて来期の取り込み内容を見直し
	4 環境関連法規の遵守状況	■	問題無し
	5 外部からの環境に関する苦情や要望等	■	問題無し
	6 問題点の是正・予防措置の実施状況	■	内部監査報告書等に記載
	7 その他	■	特に無し

2・代表者による 全体評価・見直し 指示	<p>1) 環境マネジメントシステムの継続的改善 内部監査を有効に活用し、環境マネジメントシステムの運用状況と改善の機会を指示・確認することができました。ただもっと、若い世代の社員へEA21の活動について理解を深めさせ、活動が活発化するような取り組みを進めてください。</p> <p>2) 環境保全の推進 生産量の増加に伴い、電力使用量の増加や、廃棄物の排出量が増加傾向にあります。安全衛生委員会の活動と同期して、省エネの推進・リサイクル率の向上、そして安全な職場環境を実現させるように、社内環境の保全をお願いします。</p> <p>3) SDGsへの取り組み 自社製品を通して、食品ロスへの取り組みを積極的に行い、地元地域からの理解を深められるようにお願いします。そして、地域住民の利益や地域社会のニーズを追求し、社会的な存在を強めていきたいと考えています。また、高校生の職場体験を積極的に受け入れて、未来への人材投資を行い、弊社に興味を持ってもらえるような活動をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">2024年7月12日 株式会社 浜松パルス 代表取締役 鈴木康之</p>		
	見直し項目	変更の 必要性	指示事項等
	1 環境経営方針	有・無	
	2 環境経営目標	有・無	
	3 環境経営計画	有・無	生産量増加に伴い、電力使用量の増加が予測されます。省エネ活動を社内へ推進し、CO2排出量を少しでも低減してください。
	4 環境に関する組織	有・無	EA21の活動内容を若手社員へも啓発し、人材を育成するようにお願いいたします。
	5 その他のシステム要素	有・無	内部監査を通して環境経営システムの運用状況の確認を行い、継続的な改善を実施してください。
6 その他(外部への対応)	有・無	SDGsへの取り組みを通して、地域社会・地球環境との共存共栄を図ってください。	